

学校法人金沢医科大学における競争的資金等の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人金沢医科大学（以下「本学」という。）における競争的資金等の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本学の競争的資金等の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「競争的資金等」とは、次のものをいう。

- (1) 研究者等が自主的に研究テーマを設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金
- (2) 資金配分機関が特定の研究課題を示し、それに沿った研究を行う研究者又はグループを募り資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者の所属機関の間で契約が結ばれる委託費等(再委託契約によるものも含む。)

2 この規程において「各部局等」とは、大学院医学研究科、医学部、看護学部、病院、附属看護専門学校、総合医学研究所及び事務局をいう。

(責任と権限)

第4条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、学長補佐をもって充てる。
- (3) 部局責任者は、各部局等における競争的資金等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、各部局等の長をもって充てる。
- (4) 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(不正防止計画の策定)

第5条 研究費等の不正使用を未然に防止するため、その要因を把握・分析し、不正防止計画を策定する。

(不正防止計画の実施報告)

- 第6条 部局責任者は、不正防止計画を実施し完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。
- 2 前項の報告を受けた統括管理責任者は、報告内容が適当と認める場合には、最高管理責任者に報告するものとする。報告内容が不適当と認める場合には、部局責任者に対し改善を求めることができるものとする。
 - 3 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不正防止計画の策定や実施を基に、違法行為や不正が行われないように組織内部をまとめ、適正に運営及び管理を行うものとする。

(組織体制)

- 第7条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に不正防止計画の推進を担当する部署として、研究活動コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、次の者をもって構成し、各号の委員は学長が任命する。
 - (1) 研究推進会議委員長
 - (2) 研究推進会議副委員長
 - (3) 理事長室長
 - (4) 総務部長
 - (5) 経理管財部長
 - (6) 学長が指名する職員
 - (7) 学長が指名する学外者
 - 3 委員会に委員長を置き、研究推進会議委員長をもって充てる。
 - 4 委員会は、不正防止計画の策定及び推進に当たり、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 競争的資金等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
 - (2) 関係部局と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。
 - (3) 行動規範の策定等に関すること。
 - (4) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。
 - 5 委員会の事務は、学長が別途定めるものとする。

(相談窓口等の設置)

- 第8条 本学における競争的資金等に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。
- 2 相談窓口は、経理課及び研究助成センター事務課とする。
 - 3 相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務処理手続に関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(モニタリング部門の設置)

第9条 本学における競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査を行うため、モニタリング部門を置く。

- 2 モニタリング部門は、監査室とする。
- 3 モニタリング部門は、委員会と連携し、不正防止計画の策定、内部監査、モニタリング等の業務を行う。

(通報窓口の設置)

第10条 本学における研究活動等の不正行為に適切に対応できるようにするため、通報窓口を置く。

- 2 通報窓口は、理事長室とする。
- 3 通報窓口は、不正に係る情報が、最高管理責任者に適切に伝わるよう努めるものとする。

(検収確認業務窓口の設置)

第11条 本学における物品等の発注に基づく適正な納品等の確認を行うため、検収確認業務窓口を置く。

- 2 検収確認業務窓口は、学校法人金沢医科大学調達規程及び当該競争的資金の取扱い要領により、定める部署とする。

(補足)

第12条 この規程に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事長の承認を得て行う。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。